

令和6年度新庄市空き家等除却支援事業費補助金の概要

1. 対象空き家

空き家等除却事業	不良住宅空き家等除却事業
以下の全てに該当するもの ・市内にある住宅 ・一年以上住宅として使用されていないもの	次の①、②のうちいずれかに該当するもの ①不良住宅空き家(以下の三点を満たすこと) ・市内にある住宅 ・一年以上住宅として使用されていないもの ・不良度測定基準※1により算出した評点の合計が100点以上であるもの ②跡地利用空き家(以下の四点を満たすこと) ・市内に存する空き家であること ・一年以上住宅として使用されていないこと ・空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する「命令」を受けていないもの ・除却後の跡地を地域活性化のために利用するもの

※1 不良度測定基準の算出については、別紙「不良度測定基準表」をご覧ください。

2. 補助金の額

空き家等除却事業	不良住宅空き家等除却事業
除却工事費の1/2又は10万円のうちいずれか低い額	①、②のうちいずれか低い額の8/10(上限100万円) ①除却工事費 ②国が定める1㎡当たりの標準建設費に建築物の延床面積を乗じて得た額

3. 申請者の要件

対象空き家の所有者又はその相続人、若しくはそのいずれかから委任を受けた者

4. 施工業者の要件

新庄市内に住所を有する個人事業者若しくは本店又は主たる事業所を有する法人のうち、以下のいずれかに該当する者

- ①建設業法に規定する土木工事業、建設工事業、とび・土木工事業もしくは解体工事業のいずれかに係る許可を得た者
- ②建設リサイクル法に基づき、解体工事等の登録を受けた者

補助金の併用について

他の補助事業との併用はできません。活用の際はご注意ください。

留意点

申請の受付は予算の範囲内で先着順に行います。

予算がなくなり次第受付を終了します。受け入れ状況は市のHPで公開しています。

空き家の一部のみを除却する工事は補助対象外です。

工事着工前、かつ契約前に申請して下さい。工事が開始している建物は申請できません。

◆補助金の手順と必要な書類

工事開始から完了までの手順

※不良住宅空き家を除却する場合、前段階として①、②の手順が必要

①除却工事の内容検討(事前調査)

必要書類(1)事前調査申込書(別添資料)
(2)登記事項証明書の写し(未登記の場合は固定資産税の納税通知書に係る課税資産の内訳の写し)

※以下の事項について予めご了承ください※

・事前調査は受付順に行い、**最初に不良度測定基準により算出された評点が100点以上となった空き家について交付申請をご案内します。**これ以降に同じく100点以上であると判明した空き家については、辞退等があった場合に順次ご案内します。交付申請を受付し次第、それまで順番待ちであった方を含め当補助事業の募集を終了いたします。

②事前調査の結果通知(市役所より通知)

補助対象空き家に該当した場合、**通知の送付日から30日以内**に交付申請の手続きを行う必要があります。

①補助金の交付申請をする

交付申請書を作成し市役所(都市整備課)へ提出

必要書類(1)補助金交付申請書(別添資料)
(2)誓約書(別添資料)
(3)所有者の戸籍謄本又は除籍謄本(所有者若しくは納税義務者の場合)
(4)委任状(所有者、納税義務者、相続人のいずれかから委任を受けた者の場合)
(5)工事計画書(別添資料)
(6)床面積求積図(建築物の延床面積が確認できるもの)
(7)対象空き家の現況写真
(8)工事見積書
(9)誓約書(別添資料)
(10)相続人全員の同意書(相続人代表が申請する場合)
(11)建設業法に規定する土木工事業、建設工事業、とび・土木工事業もしくは解体工事業に係る許可の通知書又は建設リサイクル法に基づく解体工事業に係る登録の通知書の写し

補助金の交付が決定する(市役所より通知)

※申請を受付してから交付決定まで7~10日ほどかかります。

②工事の契約をする(補助金の交付決定後に行うこと)

申請者と工事業者が契約書を取り交わす。

請負契約書の様式は任意です。

※交付決定前に着工・契約した場合は補助対象になりません※

工事開始

・工事中に、完了時に提出する除却工事中の写真を撮影する
・工事中、除却後でそれぞれ写真を撮影してください。

※工事範囲の拡大・減少、それに伴う工事費の増減、補助金額の変更など、交付申請書との相違が発生した場合は、速やかに市役所へ**補助事業変更申請書**を提出してください。

工事完了

工事完了後の手順

③実績報告書を提出する

実績報告書を作成し市役所へ提出
(工事費支払い後一ヶ月以内)

必要書類(1)実績報告書(別途資料)
(2)工事請負契約書又は請書の写
(3)工事代金の領収書の写(内訳明細の付いたもの)
(4)工事中及び除却後の写真

※最終締切は令和7年2月28日必着です。それ以降の提出は受け付けません※

補助金の交付額の確定通知を交付する(市役所より通知)

④請求書を提出する

必要書類(1)補助金請求書(別途資料)
(2)振込先口座の通帳の写(表紙をめくった見開きの部分)

指定口座に補助金を交付する 完了

※偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合、交付の決定の取消し、または補助金の返還をしていただきます。

(お問い合わせ先)新庄市役所都市整備課まちづくり推進・雪対策係 TEL29-5822